

富良野市地域ケア会議推進事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、地域課題の検討及び多様な日常生活上の支援体制の充実を目的として、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の48に基づき設置する富良野市地域ケア会議（以下「地域ケア会議」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(会議の構成)

第2条 地域ケア会議は、次の各会議により構成する。

- (1) 地域ケア推進会議
- (2) 地域ケア会議（Ⅰ）
- (3) 地域ケア会議（Ⅱ）
- (4) 地域ケア会議（Ⅲ）
- (5) 地域ケア会議（Ⅳ）

(地域ケア推進会議)

第3条 地域ケア推進会議（以下「推進会議」という。）は、地域の課題を分析・検証し、地域に必要な取組を明らかにし、施策への提言を行う等、富良野市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画の策定及び推進に関して必要な検討を行うことを目的とする。

- 2 前条第2号から第5号の会議によって把握された地域に共通する課題や有効な支援策を重層的に検討するため、推進会議での検討に反映させるものとする。
- 3 推進会議は、富良野市地域包括支援センター設置条例（平成26年12月22日条例第29号）第7条で規定する富良野市地域包括支援センター運営協議会（以下「運営協議会」という。）の機能のひとつとして、必要に応じ運営協議会を推進会議に置き換えて実施するものとする。
- 4 推進会議の運営に必要な事項は、運営協議会の規定に準じることとする。
- 5 推進会議は、在宅医療・介護連携推進事業（法第115条の45第2項第4号）で実施する「在宅医療・介護連携推進会議」の機能を兼ねるものとする。
- 6 推進会議は、生活支援体制整備事業（法第115条の45第2項第5号）で実施する「第1層協議体」の機能を兼ねるものとする。
- 7 推進会議は、認知症総合支援事業（法第115条の45第2項第6号）で実施する「認知症初期集中支援チーム検討委員会」の機能を兼ねるものとする。

(地域ケア会議（Ⅰ）)

第4条 地域ケア会議（Ⅰ）は、関係機関等との連絡調整を行い、関係する様々な活動や事業等の情報収集および情報提供により、高齢者等に対する支援ネットワーク体制の構築を目的とする。

- 2 地域の多職種連携・協働の体制づくりのため、介護保険サービス事業者全体を

対象とした「関係機関連絡会議」と、ケアマネジャーの研修及び情報交換の場としての「ケアマネ会議」及び在宅医療・介護連携の中核となる実務担当者が構成する「在宅医療・介護連携ワーキング会議」を定期的を開催し、情報交換や事例検討を行うものとする。

- 3 この会議は、地域包括支援センターが開催し、検討の課題に応じて、医療・介護・福祉の専門職、民生委員、地域の関係者などを参集する。

（地域ケア会議（Ⅱ））

第5条 地域ケア会議（Ⅱ）は、地域に必要な社会資源の開発や、地域づくりの課題を発見し、解決の方法を検討することを目的とする。

- 2 この会議は、生活支援体制整備事業で実施する「生活支援コーディネーター定例会議」と「富良野市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画検討委員会（以下「庁内検討委員会」という。）」により構成する。

（地域ケア会議（Ⅲ））

第6条 地域ケア会議（Ⅲ）は、認知等に関するリスクを抱える高齢者のうち、在宅サービス又は施設サービスを利用していないものを対象として戸別訪問等による総合相談支援を実施し、支援の方法を検討することを目的とする。

- 2 この会議は、認知症総合支援事業で実施する「認知症初期集中支援チーム員会議」により構成する。

（地域ケア会議（Ⅳ））

第7条 地域ケア会議（Ⅳ）は、介護予防に資するサービスの提供及び在宅生活の限界点を高めるサービスの提供を実現するため、多職種協働により具体的な支援方策を検討し、介護支援専門員の自立支援に資するケアマネジメントの実践力を高めることを目的とする。

- 2 この会議は、個別レベルの地域ケア会議に位置付け、必要に応じ富良野市保健福祉部高齢者福祉課が開催するものとし、構成員は、本人及び家族のほか、保健医療及び福祉に関する専門職や関係機関及び関係団体（以下「関係機関等」という。）の実務担当者を個別案件ごとに選定する。

（個人情報保護と守秘義務）

第8条 地域ケア会議の出席者は、会議で知り得た個人情報の保護に万全を期すとともに、その知り得た個人情報等を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

（その他）

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 29 年 1 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。